

大洗町景観ガイドライン

大洗町



目 次

I	本ガイドラインの目的	1
II	届出について	1
II-1	届出の対象となる区域	1
II-2	届出方法	2
III	届出対象行為	3
III-1	景観計画区域（町全域）	3
III-2	景観形成重点地区	4
III-3	届出に必要な書類	5
IV	景観形成基準	6
IV-1	景観形成基準の構成	6
IV-2	景観計画区域（町全域）	7
IV-3	景観形成重点地区	18

I 本ガイドラインの目的

○「大洗町景観ガイドライン」は、建築物の建築や工作物の建設等を行う際の手引きとして、活用していただくことを目的に作成しています。

II 届出について

II-1 届出の対象となる区域

景観計画区域

○届出が必要な区域は、大洗町全域です。

※ただし、地区計画が決定されている港中央地区については、景観形成基準に準ずる形態・意匠等の基準となる地区整備計画が設定されているため適用除外とします。

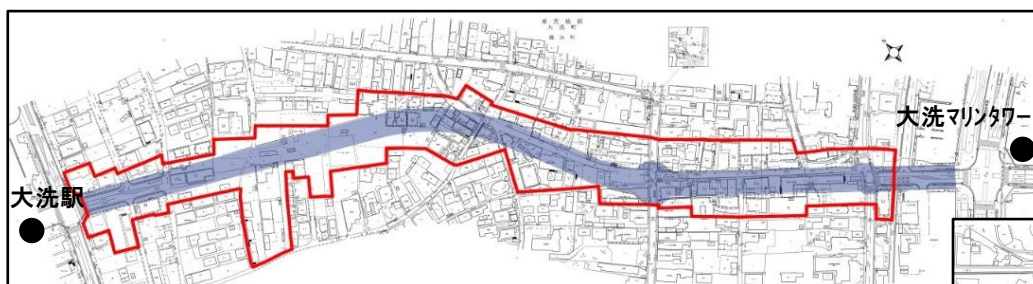


景観形成重点地区

○景観計画区域のうち、特に重点的に良好な景観の形成を図る地区として、「駅前海岸線沿道地区」と「宮下地区」を指定しています。

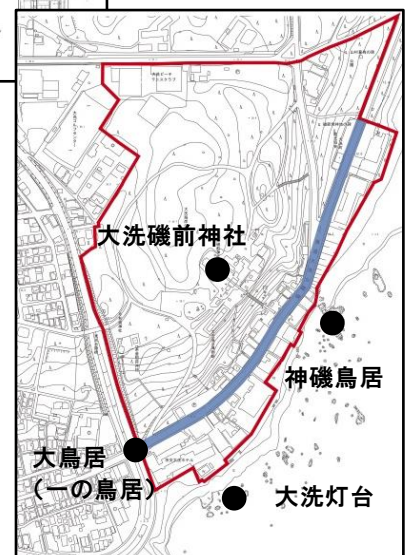
【駅前海岸線沿道地区】

□大洗駅から大洗マリンタワーを結ぶ、駅前海岸線沿道の地区。「大洗の潮風と人の温かさに出会うみち・まちづくり」を目指しています。



【宮下地区】

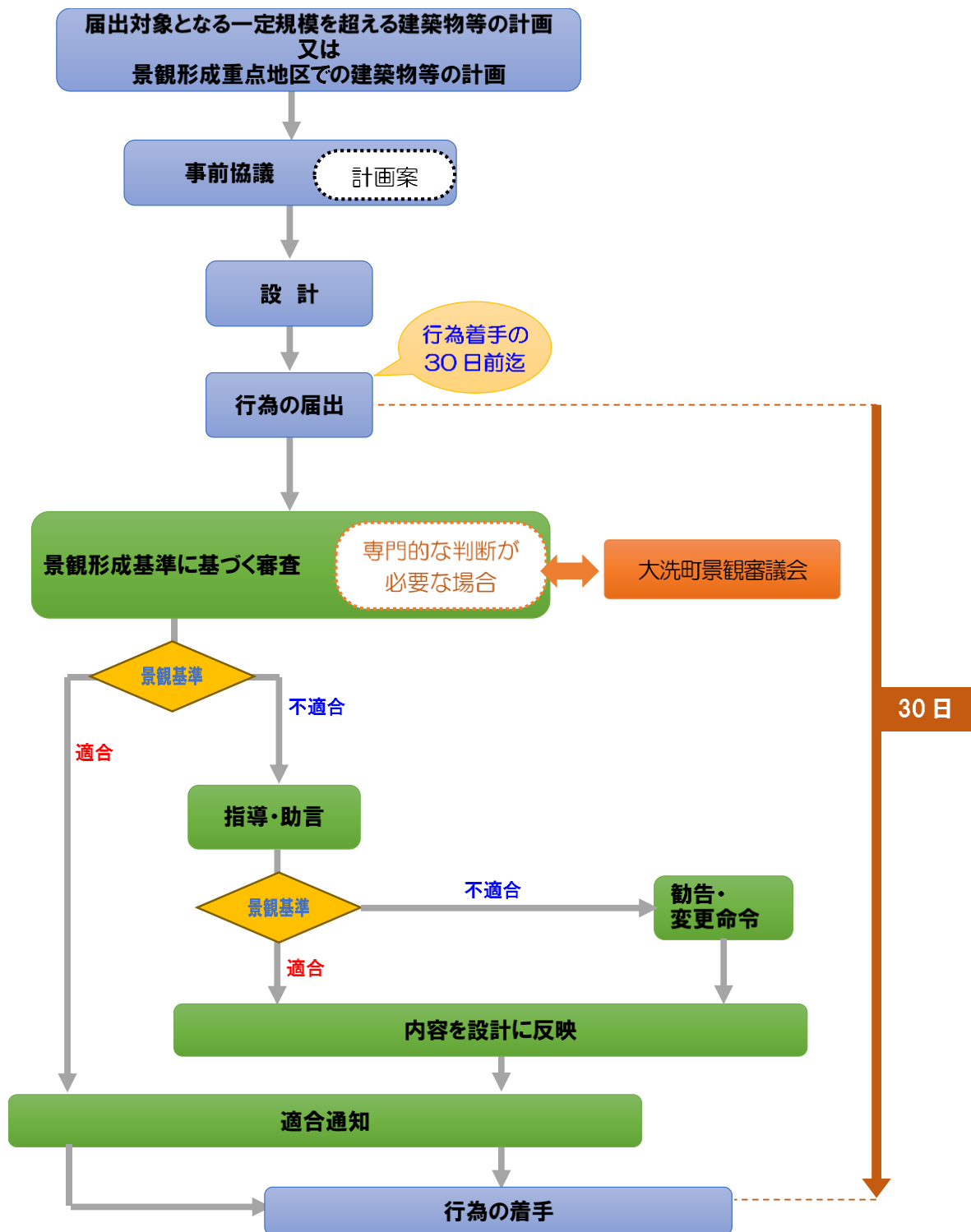
□大洗磯前神社下の県道大洗公園線沿道及び、大洗磯前神社周辺の地区。「磯節に謳われた風景を守り活かす、おもてなし景観づくり」を目指しています。



Ⅱ－２ 届出方法

○大洗町では、届出の内容が景観計画に適合しているかどうかについて、以下の手続きに従い、審査等を行います。

○建築行為等を行う場合、その行為に着手する 30 日前までに、町に届出が必要となります。



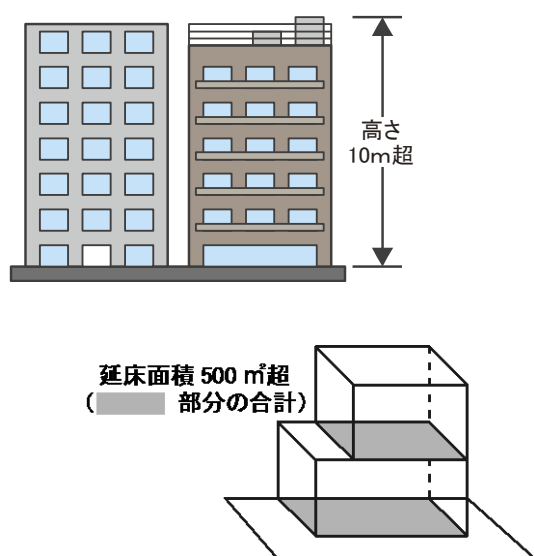
Ⅲ 届出対象行為

Ⅲ－１ 景観計画区域（町全域）

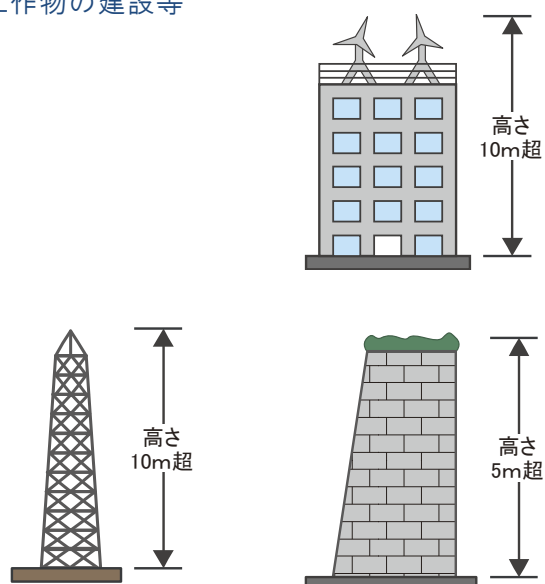
○景観計画区域（町全域）では，一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設等については，行為に着手する前に届出をしてください。

対象行為	内 容	届出の基準
建築物の建築等	・新築，増築，改築，移転 ・外観の過半を変更することとなる修繕，若しくは模様替又は色彩の変更	・高さが 10m を超え，又は，延床面積が 500 ㎡（集合住宅は 300 ㎡以上）を超える建築物（増築・改築後に該当することになるものを含む）
工作物の建設等	・新設，増築，改築，移転 ・外観の過半を変更することとなる修繕，若しくは模様替又は色彩の変更	・高さ 10m（よう壁にあっては 5m）を超える工作物（増築・改築後に該当することになるものを含む）
開発行為	・都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	・開発区域の面積が 1,000 ㎡以上
その他	・木竹の伐採	・伐採する区域の面積が 500 ㎡以上
	・土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採，その他の土地の形質変更	・行為を行う区域の面積が 500 ㎡以上
	・屋外における土石，廃棄物，再生資源，その他の物件の堆積	・面積が 500 ㎡以上
	・その他町長が必要と認めるもの	

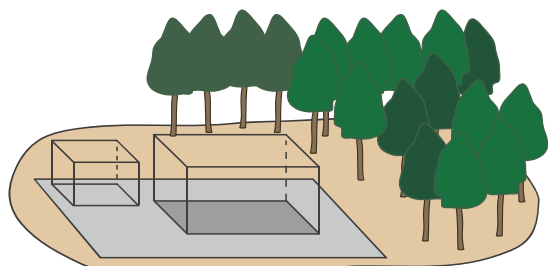
■ 建築物の建築等



■ 工作物の建設等



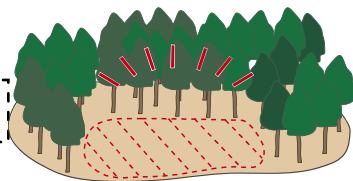
■開発行為



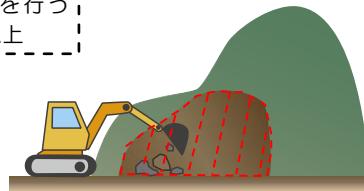
開発区域の面積が 1,000 m²以上

■その他の行為

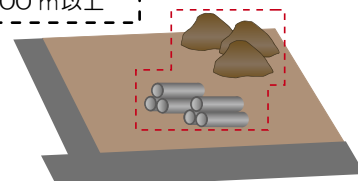
伐採面積が 500 m²以上



土地の形質変更を行う
面積が 500 m²以上



堆積に係る面積が 500 m²以上



Ⅲ－２ 景観形成重点地区

○重点的に良好な景観の形成を図る地区である、「駅前海岸線沿道地区」と「宮下地区」においては、建築物の建築や工作物の建設等については、規模に関わらず届出の対象となります。

行 為	届出対象
建築物の建築等	・新築，増築，改築，移転 ・外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
工作物の建設等	・新設，増築，改築，移転 ・外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
その他	・その他町長が必要と認めるもの

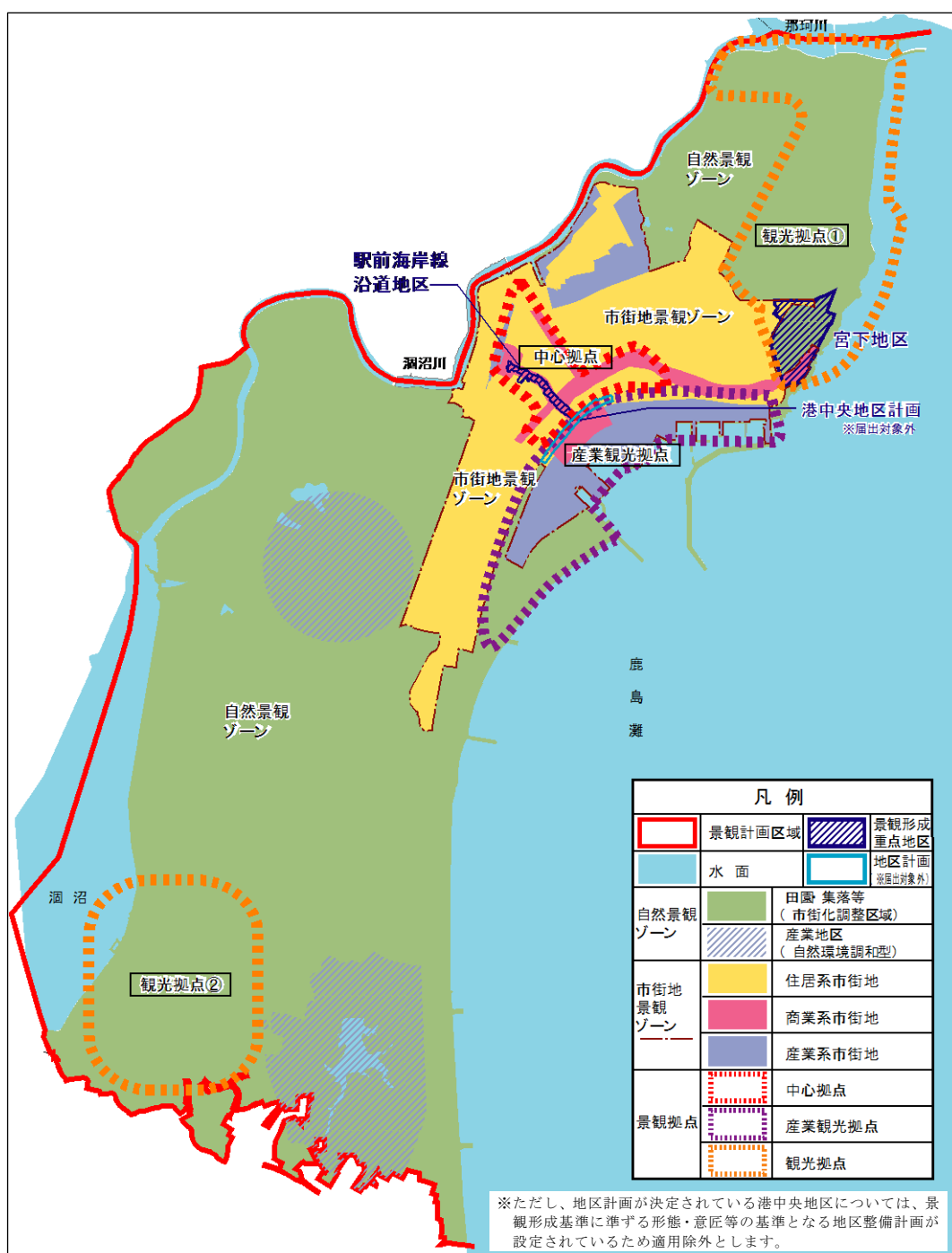
Ⅲ－３ 届出に必要な書類

行為の種類	添付図書	
	種 類	明示すべき事項等
建築物及び工作物の 新築，増築，改築若し くは移転，外観を変更 することとなる修繕 若しくは模様替又は 色彩の変更	位置図	方位 道路 行為地
	配置図	方位 敷地の形状及び寸法 道路及び敷地の境界線 建築物（工作物）の位置 植栽樹木等の位置，樹種，樹高及び本数 擁壁，垣，柵，塀等の高さ及び長さ
	平面図	方位 間取り 用途
	立面図	主要部分の材料の種別 仕上げの方法 色彩（着色）
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すもの（２方向以上）
	その他	参考となるべき事項を記載した図書
開発行為	位置図	方位 道路 行為地
	配置図	道路及び敷地の境界線 断面の位置 切土 盛土 高低差 付近の土地利用の状況 行為後の措置
	断面図	縦横断面 行為前後の対比 のり面 擁壁の断面，仕様及び構造
	現況写真	行為地及び周辺の状況を表すもの（２方向以上）
	その他	参考となるべき事項を記載した図書
木竹の伐採	位置図	方位 道路 行為地
	配置図	道路及び敷地の境界線 伐採の位置，樹種，本数 付近の土地利用の状況 行為後の措置
	現況写真	行為地及び周辺の状況を表すもの（２方向以上）
	その他	参考となるべき事項を記載した図書
土地の開墾，土石の採 取，鉱物の掘採，その 他の土地の形質変更	位置図	方位 道路 行為地
	配置図	道路及び敷地の境界線 断面の位置 切土 盛土 高低差 付近の土地利用の状況 行為後の措置
	断面図	縦横断面 行為前後の対比 のり面 擁壁の断面，仕様及び構造
	現況写真	行為地及び周辺の状況を表すもの（２方向以上）
	その他	参考となるべき事項を記載した図書
屋外における土石，廃 棄物，再生資源，その 他の物件の堆積	位置図	方位 道路 行為地
	配置図	道路及び敷地の境界線 堆積の位置，種類，規模，高さ 付近の土地利用の状況 行為後の措置
	現況写真	行為地及び周辺の状況を表すもの（２方向以上）
	その他	参考となるべき事項を記載した図書

Ⅳ 景観形成基準

Ⅳ－１ 景観形成基準の構成

- 景観計画区域（町全域）での良好な景観の形成に影響を及ぼすと考えられる行為（一定規模以上の建築物等）に対し、自然景観ゾーンと市街地景観ゾーンに区分して「景観形成基準」を設定しています。また、おもてなし空間として重要な景観拠点については推奨項目を設定しています。
- 景観計画区域のうち、重点的かつ先行的に景観整備を図る「宮下地区」と「駅前海岸線沿道地区」の景観形成重点地区では、地区独自の基準を設定しています。
- 建築物の建築や工作物の建設等の行為に着手する際には、対象物がどのゾーンや拠点にあるかを確認しましょう。なお、景観形成基準についてはp 8以降をご参照ください。



Ⅳ－２ 景観計画区域（町全域）

○町全域の景観形成基準については、「自然景観ゾーン」と「市街地景観ゾーン」に区分して設定しています。

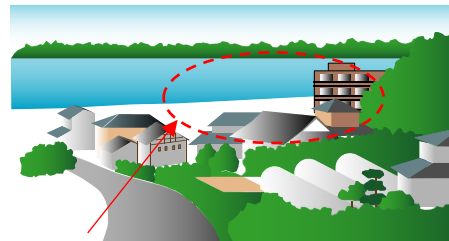
１．建築物の建築

位置

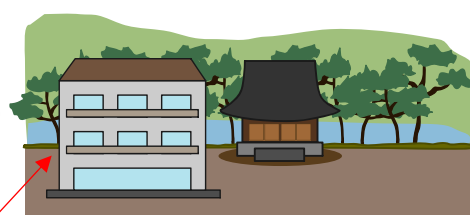
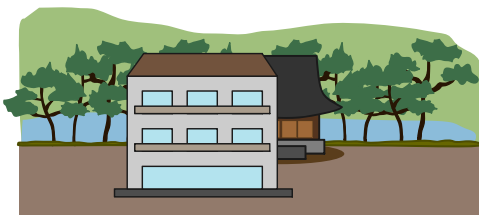
景観形成基準	自然景観ゾーン	□海や潟沼等の水辺の眺め，周囲の山並み等の眺望，景勝地を著しく妨げないように配慮する。
	市街地景観ゾーン	□道路等の公共の場所に面した部分は，壁面後退やオープンスペースの確保等により，街なみに開放性やゆとりを持たせるよう配慮する。 □道路等の公共の場所からのマリンタワー等のシンボルの見え方に配慮する。

自然景観ゾーン

自然景観ゾーンでは，海や潟沼等の水辺や歴史的資源の眺望を妨げないように，位置や形状に配慮してください。



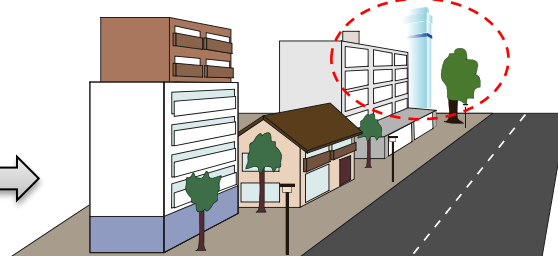
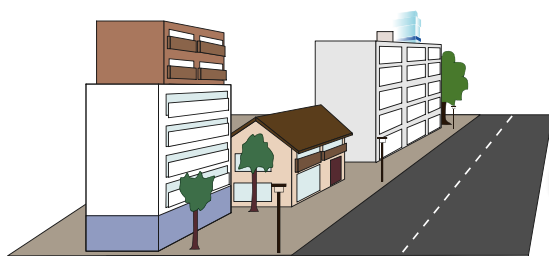
水辺の眺望を確保するため，建物の位置や形状に配慮しましょう。



建物周辺の文化財や歴史的資源に配慮しましょう。

市街地景観ゾーン

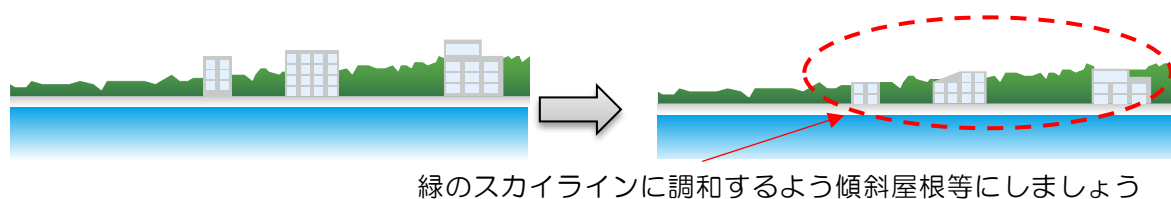
市街地景観ゾーンでは，町のシンボルやオープンスペースの確保に配慮してください。



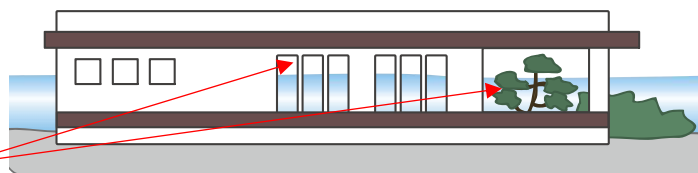
建物によって，マリンタワーが見えづらくなならないよう配慮しましょう。

景観形成基準	自然景観ゾーン	□周辺景観との調和に配慮し、緑の連続するスカイラインに調和するよう高さを抑えたり、傾斜屋根にする等工夫する。 □水辺に面する場合は、災害時等の安全性を確保しつつ、海や潟沼、河川の眺めや親水性に配慮する。 □道路等の公共の場所に面する外壁は、単調で大規模な壁面により威圧感や圧迫感を生じないように工夫し、周辺景観との調和に配慮する。
	市街地景観ゾーン	□建物の高さや規模は、街並みとの連続性や一体感を創出するように努める。 □大洗町特有の海の眺めや路地空間を活かすよう工夫する。 □道路等の公共の場所に面する外壁の意匠は、単調にならないよう工夫し、特に低層部は街並みとの連続性に配慮する。 □商業施設や業務施設は、沿道にショーウィンドウやベンチ、花壇を設ける等、街並みに賑わいを演出するよう配慮する。

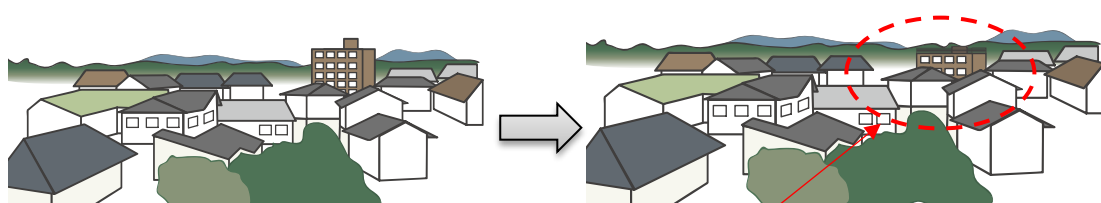
自然景観ゾーン



道路等から海の景観が見えるようにし、威圧感や圧迫感が生じないようにしましょう。

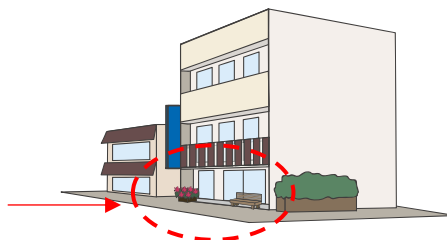


市街地景観ゾーン



周辺の街並みとの連続性に配慮し、規模や形態が突出しないよう配慮しましょう。

低層部は街並みの連続性に配慮し、ショーウィンドウやベンチ等賑わいを演出しましょう。

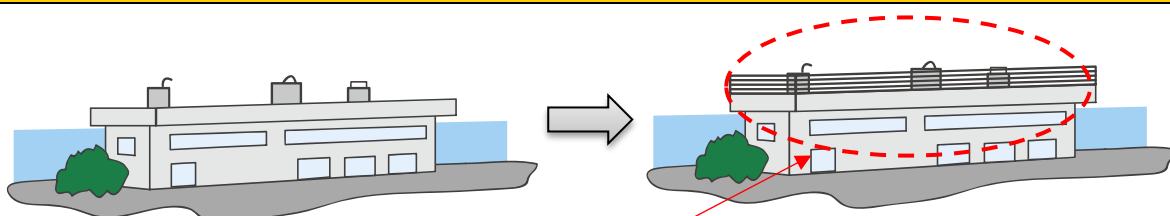


立ち止まり、休憩するスペースを設置した例です。

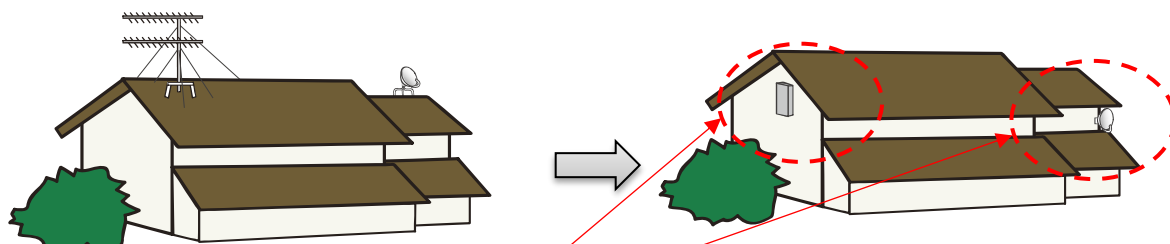
景観形成基準	自然景観ゾーン	□外壁、屋上等に設ける設備は、道路から目立たない位置にするか、目隠しする等して、建築物本体との一体性や周辺景観との調和に配慮する。
	市街地景観ゾーン	□屋外階段やベランダは、建築物本体との一体性や周辺景観との調和に配慮する。

自然景観ゾーン

市街地景観ゾーン



屋上等の設備は、周辺景観に調和するよう配慮しましょう。



屋根等の設備は、目立ちにくいよう工夫しましょう。

景観形成基準	自然景観ゾーン	□既存樹木は極力活かすように配慮し、周辺の自然景観や集落景観に調和するよう生垣等の沿道の植栽に努める。 □新たに植栽を施す場合には、塩害に強い植物など、地域の風土にあった植物を用いるよう配慮する。
	市街地景観ゾーン	□敷地内の空地や建築物の前面は、歩行者に配慮した開放的なつくりや沿道緑化による潤い空間創出に努める。 □交差点部などは、街角広場やベンチ等により、人々が集える空間づくりに努める。

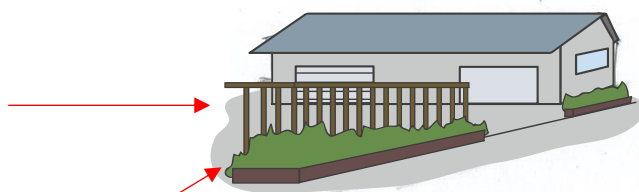
自然景観ゾーン



屋敷林や生垣等に囲まれた集落景観や自然景観に馴染むよう配慮しましょう。

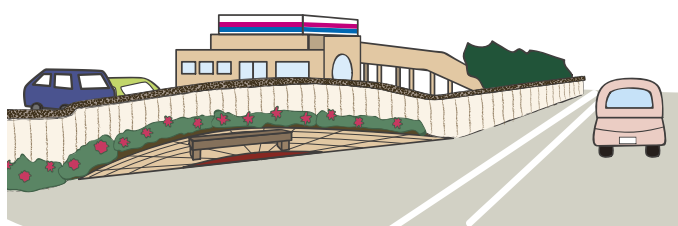
市街地景観ゾーン

透視性の高いフェンス等により、災害時の安全性を高め、圧迫感を和らげましょう。



沿道の緑化により、潤い空間づくりに努めましょう。

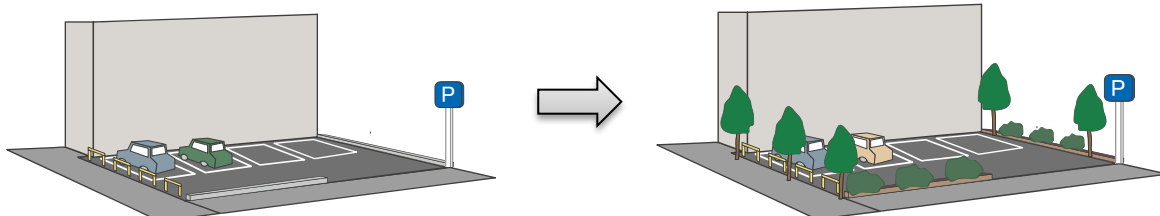
交差点部や沿道は、広場やベンチ、花壇の設置等、街が潤う空間づくりに努めましょう。



景観形成基準	自然景観ゾーン	□ 駐車場は、建築物本体や周辺との一体性に配慮するとともに、沿道には植栽等を施し、潤いのあるオープンスペースとする。 □ 駐輪場、自動販売機、ゴミ集積所等を設ける場合には、建築物や周辺の街並みとの調和に配慮する。
	市街地景観ゾーン	□ 建築物に付帯する広告物は、建築物本体及び周辺景観に調和するよう、位置、規模、形態意匠等に配慮する。 □ 照明設備は、過剰な演出は避け、夜間景観に有効となるよう配慮する。

自然景観ゾーン

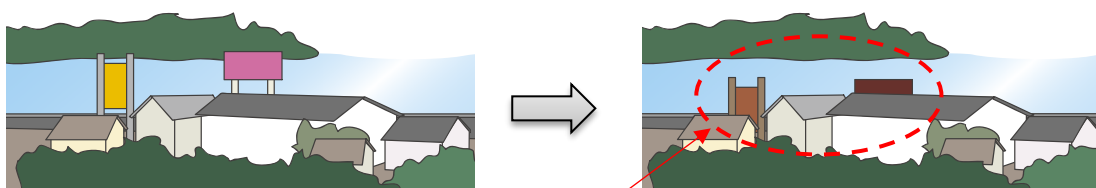
市街地景観ゾーン



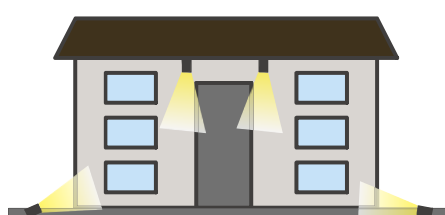
駐車場が露出している場合に、植栽を設けて見え方に配慮しましょう。



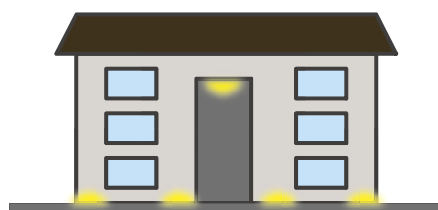
自動販売機やゴミ箱は、色彩を合わせる等、街並みや建築物と調和するように工夫しましょう。



建物に付帯する広告物は、建築物本体や周辺景観に調和するよう配慮しましょう。



サーチライト等の使用により、落ち着いた環境が阻害される例です。



デザイン性の高いライトアップで建築物の魅力を演出した例です。

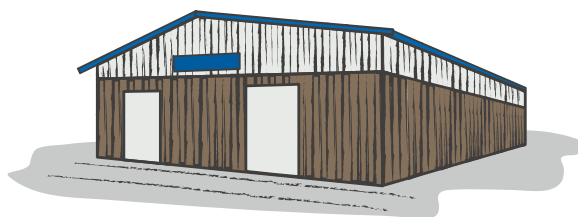
材
料

景観形成基準	自然景観ゾーン	□周辺景観との調和や地域風土に馴染む材料を使用する。 □経年変化による退色、損傷、汚れにくい材料を選択し、景観を維持しやすいよう配慮し、海岸沿いでは塩害による腐食等にも配慮する。
	市街地景観ゾーン	

自然景観ゾーン

市街地景観ゾーン

景観を維持しやすいよう、経年変化を加味した材料を選択しましょう。

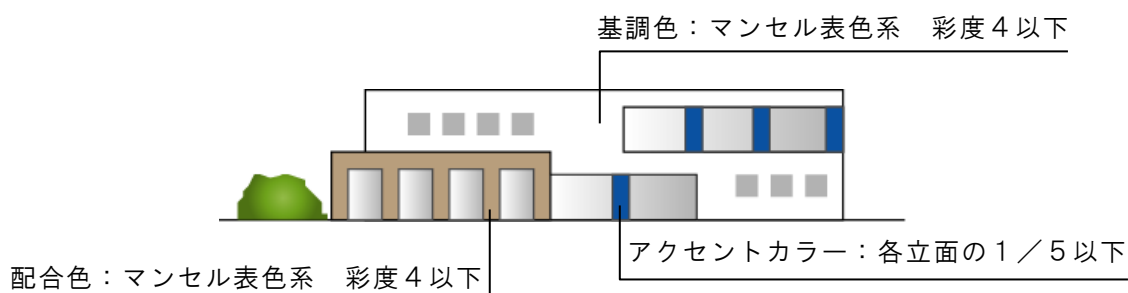


色
彩

景観形成基準	自然景観ゾーン	□外壁、屋根等の外観の多くを占める色彩（基調色）は、彩度の高い色は避け、周辺景観との調和に配慮する。（⇒ 「マンセル表色系」彩度4以下） □アクセントカラー（強調色）を使用する場合は各立面の1／5程度までとし、周辺景観や街なみを乱さないよう慎重に用いるよう工夫する。（マリンカラーとなる青系や、周辺の樹林地に調和する緑系、材料本来の素材色等、大洗町の自然景観や周辺の街なみに馴染む色合いをできるだけ用いる）
	市街地景観ゾーン	

自然景観ゾーン

市街地景観ゾーン



色彩の表し方

色彩を表現するときには、色の名称などを用いますが、景観計画では個人差をなくするため記号や数値を使った客観的な方法として、「マンセル」等の表色系を採用する例が多くなっています。マンセル表色系では、色彩を色相、明度、彩度の3つの属性にわけて表現します。

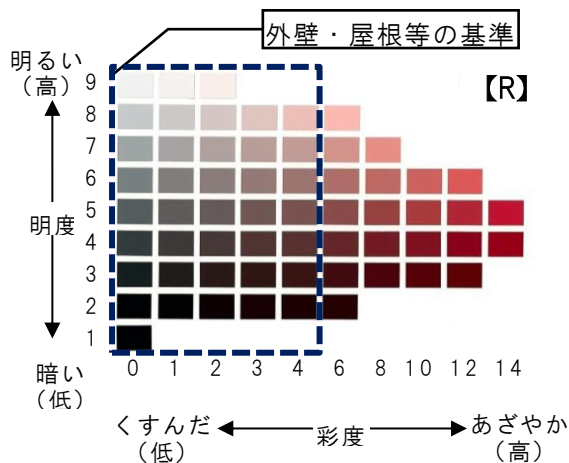
景観拠点は、町のおもてなし空間として重要であることから、各拠点の特性に応じて推奨項目を設定していますので、各種行為を行う際に配慮をお願いします。

観光拠点①【大洗海岸公園周辺】	
☆推奨項目	☐ 大鳥居等の眺望や海辺の眺望に配慮しましょう。 ☐ 松林の景観に調和するよう、デザインや外構に工夫を凝らしましょう。 ☐ 海辺の眺望を楽しむ場や親水性を取り入れましょう。
	【色彩や材料】 ☐ 基調色：門前町や自然景観に馴染む落ち着いた色合い ☐ アクセントカラー：松林に馴染む緑系や海辺に馴染む青系等 ☐ 素材等：木、石等の自然素材等
観光拠点②【総合運動公園・潤沼周辺】	
☆推奨項目	☐ 田園や集落景観に調和するよう高さ、規模に配慮しましょう。 ☐ 潤沼の自然、歴史、文化や風土に馴染むデザイン、生垣等の外構を取り入れましょう。 ☐ 潤沼や筑波山の眺望を楽しむ場や、親水性を取り入れましょう。
	【色彩や材料】 ☐ 基調色：集落や自然景観に馴染む落ち着いた色合い ☐ アクセントカラー：山並みや田園風景に馴染む緑系等 ☐ 素材等：木、瓦等の自然素材等
中心拠点【市街地中心部】	
☆推奨項目	☐ 道路等の公共の場所に面する部分に、海の町らしさを感じるデザインを取り入れましょう。 ☐ 海やマリンタワーの眺望を保全するよう配慮しましょう。 ☐ ショーウィンドウやベンチ、プランター等、街並みに賑わいを演出するよう配慮しましょう。
	【色彩や材料】 ☐ 基調色：周辺の街なみに馴染む親しみやすい色合い ☐ アクセントカラー：マリンカラーとなる白系と青系の組み合わせ等
産業観光拠点【臨海地区周辺】	
☆推奨項目	☐ 道路等の公共の場所に面する部分に、港らしさを感じるデザインを取り入れましょう。 ☐ 海やマリンタワーの眺望を保全するよう配慮しましょう。 ☐ 沿道に植栽や花壇を設ける等、街並みに賑わいを演出するよう配慮しましょう。 ☐ 照明設備は、港湾の夜間景観に有効となるよう配慮しましょう。
	【色彩や材料】 ☐ 基調色：周辺の街なみに馴染む親しみやすい色合い ☐ アクセントカラー：マリンカラーとなる白系と青系の組み合わせ等

大洗町景観計画では、個人差をなくするため記号や数値を使った客観的な方法として、色の基準をマンセル表色系で表現しています。マンセル表色系では、色彩を色相、明度、彩度の3つの属性にわけて表現します。景観計画区域、景観形成重点地区について、それぞれの基準や推奨色を設定していますので、参考にしてください。



出典)「大規模行為に係る景観色彩ガイドライン」茨城県



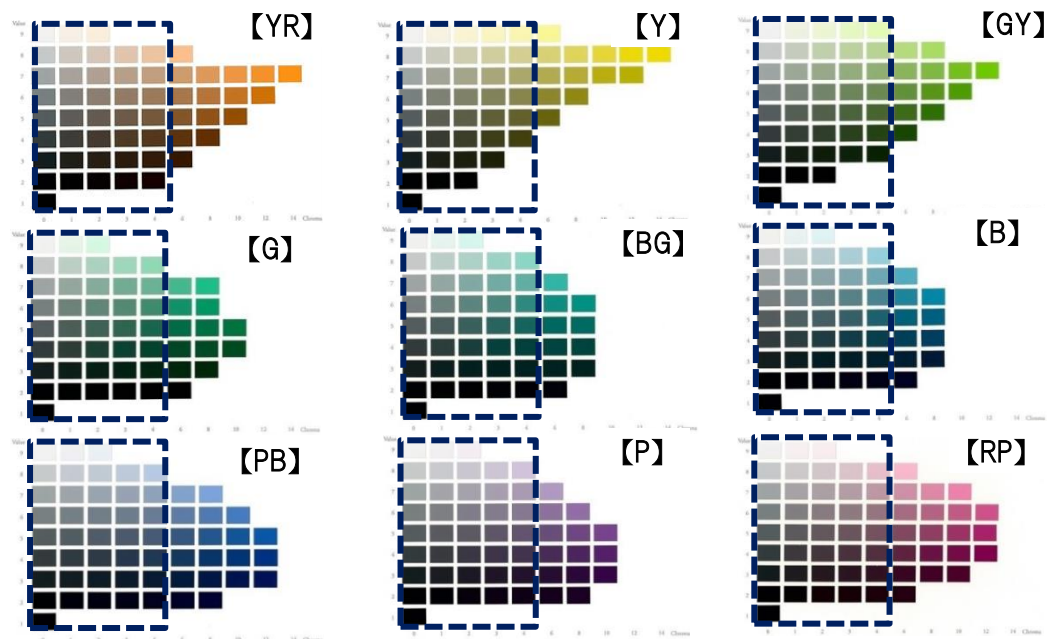
マンセル表色系の色の表記法

H V / C

色相 明度 彩度
Hue Value Chroma

景観計画区域(町全体)における外壁・屋根の基準色

※このほか、景観形成重点地区、景観拠点では、別の基準を定めています。



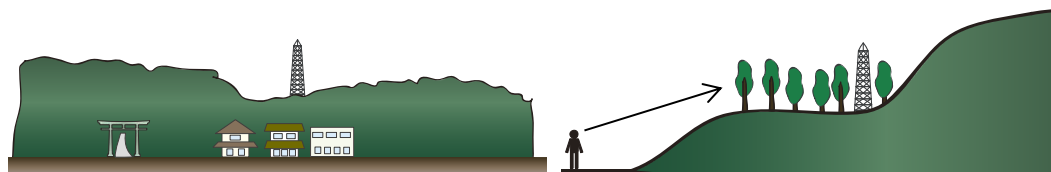
2. 工作物の建設

工作物の建設

景観形成基準	自然景観ゾーン	□景勝地や景観シンボルの眺望を著しく阻害することがないよう、周辺景観との調和に配慮する。
	市街地景観ゾーン	□工作物の用途に応じて、形態意匠を工夫し、周辺の景観との調和に配慮する。 □色彩・材料等は、原則として建築物の基準に準じる。

自然景観ゾーン

市街地景観ゾーン



周辺景観との調和に配慮しましょう。

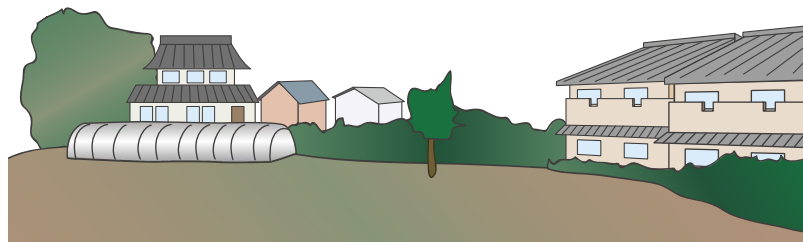
3. 開発行為

開発行為

景観形成基準	自然景観ゾーン	□開発を行うにあたっては、大洗町の自然・歴史・文化、周辺の自然・集落景観や市街地の街なみとの調和に十分配慮する。 □出来る限り現況の地形を生かし、周辺の景観への影響を軽減するよう配慮する。
	市街地景観ゾーン	□擁壁や法面は、植栽や壁面の緑化に努めたり、石積み風にするなど、周辺景観への調和に配慮する。 □既存樹林地、樹木等の保全、沿道の緑化等、積極的な緑化の推進に努める。

自然景観ゾーン

市街地景観ゾーン



周辺の集落景観に調和するよう、緑化の推進や家並みとの調和等に配慮しましょう。

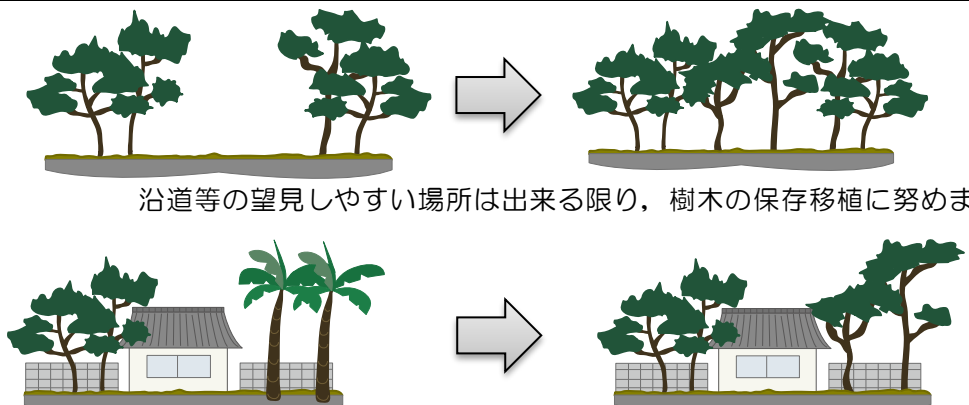
4. その他

木竹の伐採

景観形成基準	自然景観ゾーン	□伐採は、必要最小限に抑える。
	市街地景観ゾーン	□道路等の公共の場所や景勝地に隣接する場所は、出来る限り既存樹木の保存、移植に努め、行為中や行為後の景観が、周囲の景観と不調和にならないよう配慮する。

自然景観ゾーン

市街地景観ゾーン



沿道等の望見しやすい場所は出来る限り、樹木の保存移植に努めましょう。

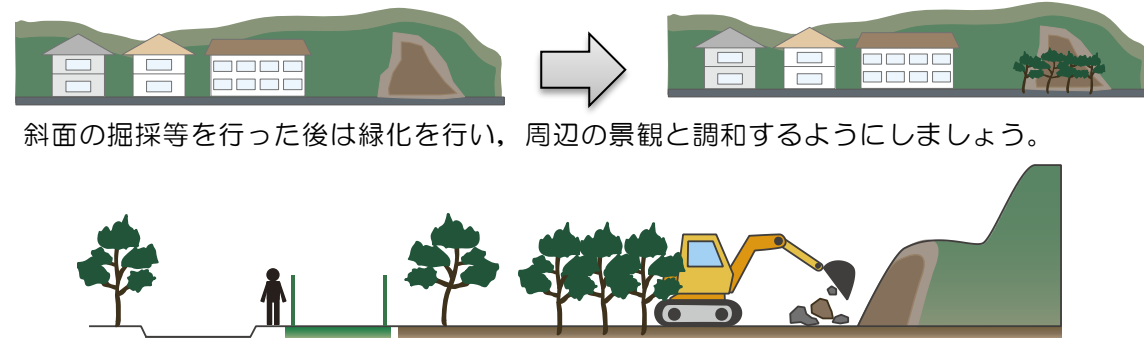
周辺の景観と不調和にならないよう、植樹する樹種に配慮しましょう。

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質変更

景観形成基準	自然景観ゾーン	□道路等の公共の場所や景勝地から容易に望見できないよう工夫し、周囲の景観と不調和にならないよう配慮する。
	市街地景観ゾーン	□行為後は、地域の風土にあった植物等により出来るだけ緑化し、周囲の景観に調和するよう配慮する。

自然景観ゾーン

市街地景観ゾーン



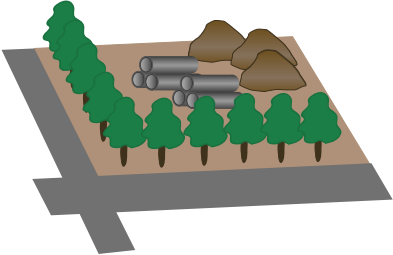
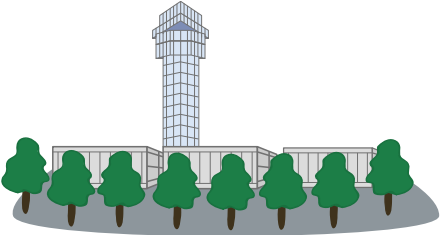
斜面の掘採等を行った後は緑化を行い、周囲の景観と調和するようにしましょう。

大洗町の特徴である緑のまとまりを壊す行為にならないよう配慮しましょう。

景観形成基準	自然景観ゾーン	□道路等の公共の場所や景勝地から容易に望見できないよう工夫し、周囲の景観と不調和にならないよう配慮する。
	市街地景観ゾーン	□堆積物は、可能な限り高さを抑え、周辺の景観を損なわないよう整然とするよう配慮する。

自然景観ゾーン

市街地景観ゾーン

屋外における堆積物は周囲の景観と不調和にならないよう、緑等で遮蔽しましょう。

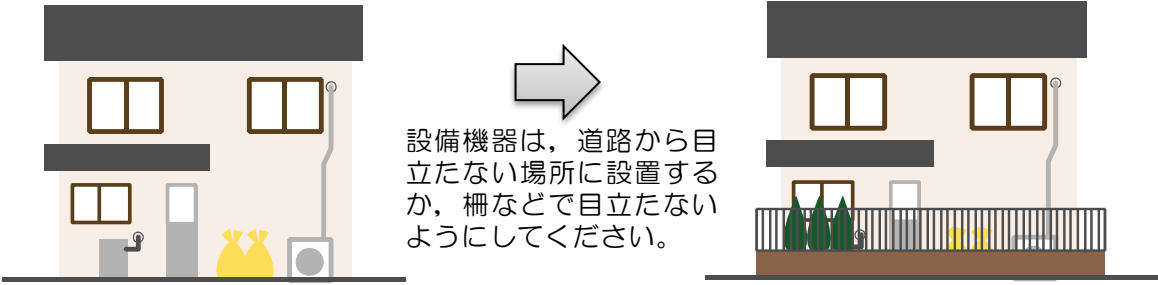
Ⅳ－３ 景観形成重点地区

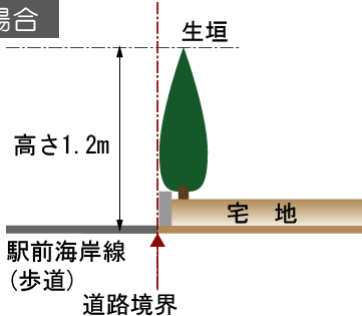
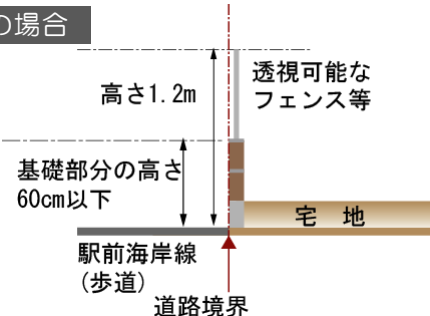
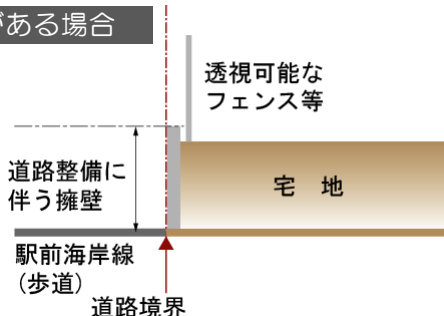
１．駅前海岸線沿道地区

建築物等に関する基準

景観形成基準	壁面の位置	□駅前海岸線に面する部分について，道路境界から壁面までの距離を<u>原則として 1.0m以上確保</u>します。 ※ただし，次の場合は，この限りではないものとします。 ・他の道路との隅切り部分 ・敷地規模 165 ㎡（50 坪）未満，又は不整形の土地の場合は 50cm 以上を目標 ・軒や出窓，カーポート等は対象外 ※既存の建築物等は，建替え等の際に対象となります。
広がりのある道路空間を創出するため，道路境界から建物の壁面までの距離を確保してください。 駅前海岸線 道路境界		

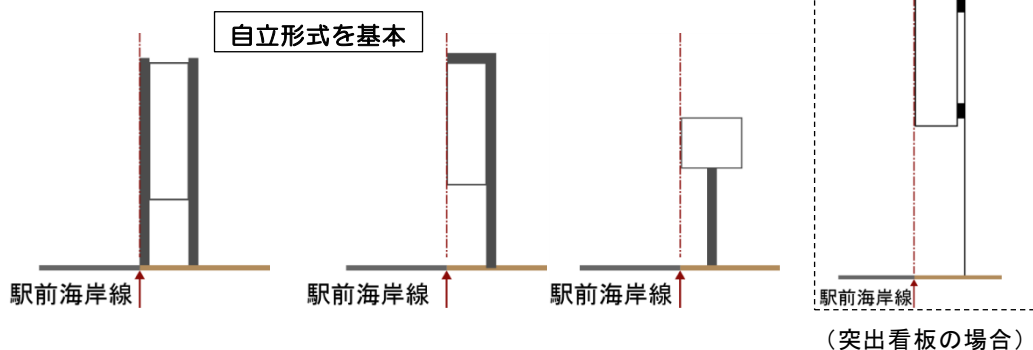
景観形成基準	色彩	□外観の多くを占める外壁等の色彩（基調色・配合色）は，<u>彩度が低く明度が高い色</u>（彩度 4 以下，明度 6 以上）を用いるようにします。（特に彩度 2 以下，明度 8 以上を推奨。）屋根は，<u>彩度が低く落ち着いた色合い</u>（彩度 4 以下）とします。 □一部にアクセントカラー（強調色）を使用する場合は，海沿いらしい街並みに調和するよう工夫して用いるようにし，<u>各立面の 1/10 程度まで</u>に抑えるようにします。 ※既存の建物は，建替え等の際に対象となります。 ※材料本来の素材色はこの限りではありません。
屋根（彩度 4 以下） 外壁等（彩度 4 以下，明度 6 以上） ※ただし，彩度 2 以下，明度 8 以上を推奨します アクセントカラー 面積 1/10 建物の外壁等は街並み景観に大きな影響を与えるため，彩度や明度に配慮してください。 また，アクセントカラーを用いる場合は，海沿いらしい街並み形成に配慮してください。		

景観形成基準	設備等	□駅前海岸線に面する部分の外壁，屋上等に設ける設備は，<u>道路から目立たない位置にするか，目隠しする等</u>して，沿道の安全性や周辺景観との調和に配慮します。 □駅前海岸線に面する部分の<u>自動販売機は，据え付けを十分に<u>行う</u></u>とともに周辺景観との調和に配慮します。
 設備機器は，道路から目立たない場所に設置するか，柵などで目立たないようにしてください。		

景観形成基準	かき・さく等	□駅前海岸線に面する部分にかき・さくを設ける場合は，ブロックや石積み等による塀を禁止し，<u>倒壊しにくい生垣や植栽，透視可能なフェンス等</u>とします。これらの構造は以下の通りとします。 ・生垣・フェンス等の高さは前面道路から 1.2m 以下 ・フェンス等の基礎部分は，前面道路から 60cm 以下 ・生垣は，枝葉が道路にはみ出さないように設置 ※道路整備に伴い設置された擁壁はこの限りではないものとします。（かき・さく等を設置する場合は，<u>生垣・透視可能なフェンス等</u>を設置するようにします。） ※既存のブロック塀等は，建替え等の際に対象となります。
駅前海岸線では，開放的な道路空間の整備と，ブロック塀の倒壊を防止するため，生垣や透視可能なフェンスとしてください。 生垣の場合  高さ 1.2m 生垣 駅前海岸線 (歩道) 道路境界 宅地 フェンスの場合  高さ 1.2m 透視可能なフェンス等 基礎部分の高さ 60cm 以下 駅前海岸線 (歩道) 道路境界 宅地 擁壁がある場合  透視可能なフェンス等 道路整備に伴う擁壁 駅前海岸線 (歩道) 道路境界 宅地		

景観形成基準	看板・広告物	□駅前海岸線に面する部分の看板の形式は以下の通りとします。 ・<u>看板は自立形式</u>のものを推奨します。建物壁面等からの突出看板は原則禁止します。 ・やむを得ず<u>突出看板とする場合には、道路境界からはみ出さずに設置</u>し、強度や材質、維持管理に留意します。
--------	--------	---

道路に面する部分に設置する看板は、自立形式を基本としてください。



景観形成基準	街並みの演出	□駅前海岸線に面する部分は、<u>できる限り緑化</u>に努めます。 □商業施設や業務施設は、沿道に<u>ショーウィンドウやベンチ、プランターを設置する等</u>、街並みに<u>賑わいを演出</u>するよう配慮します。
--------	--------	---

外構に植樹スペースを確保した例

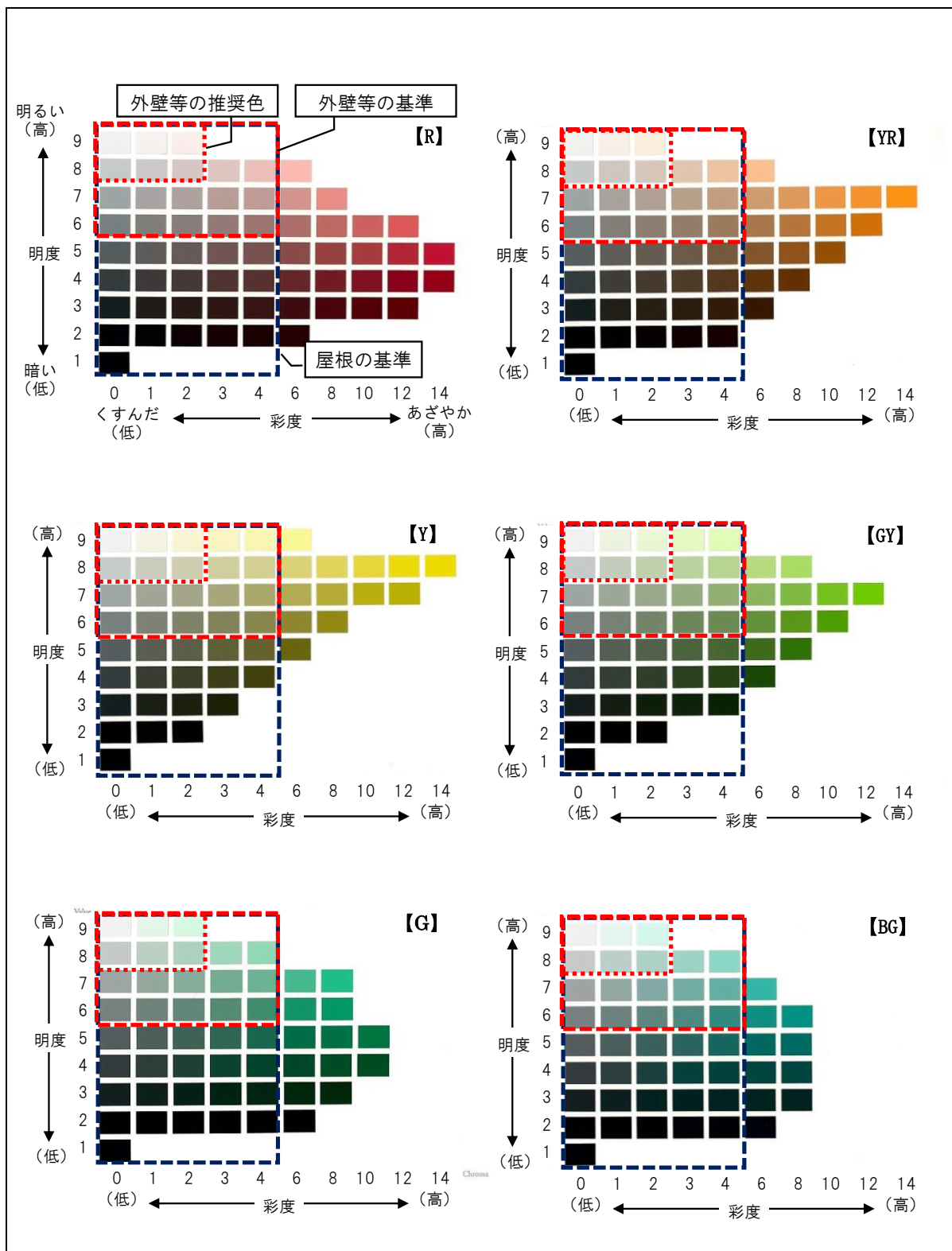


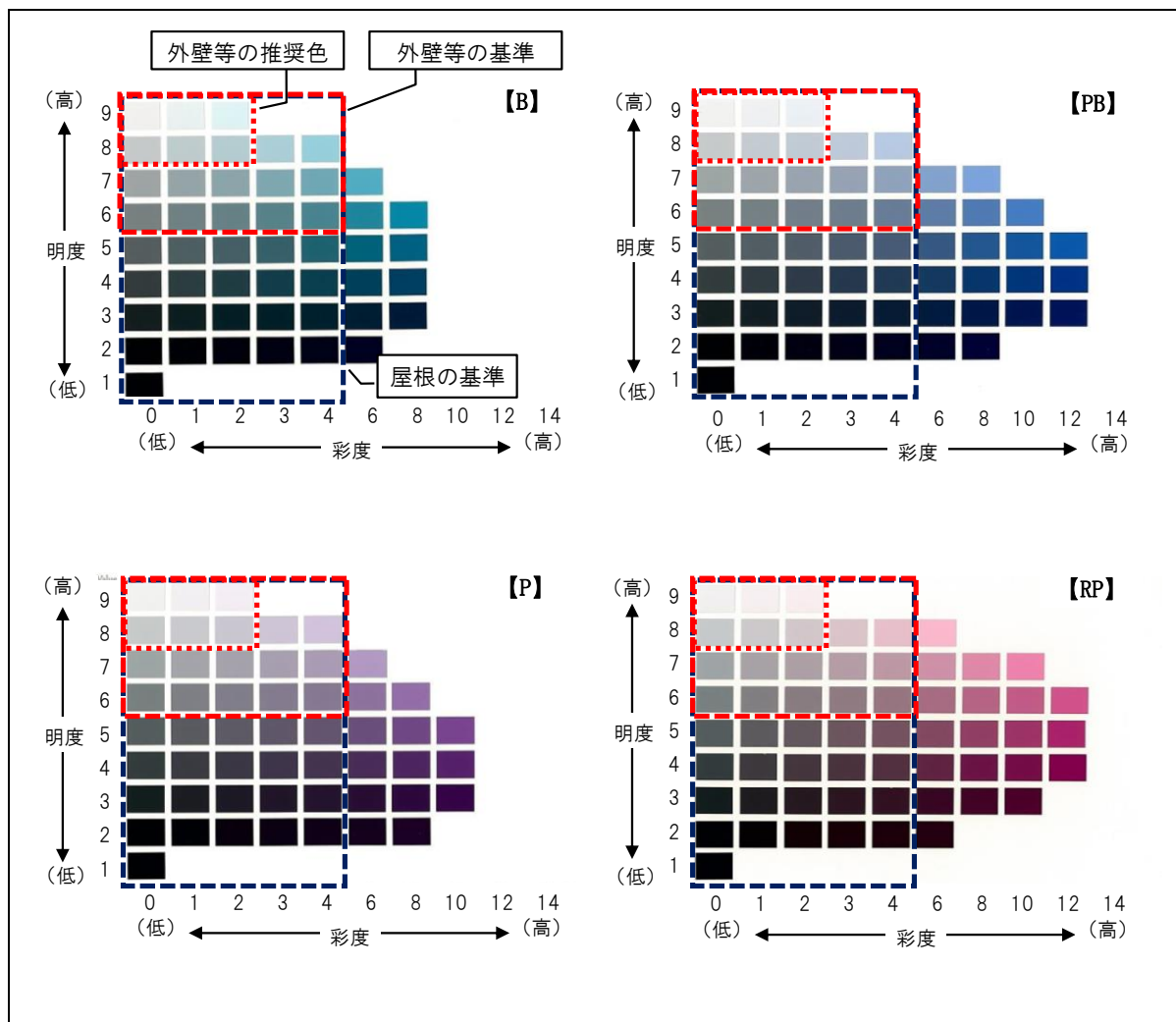
プランターで緑を確保した例



■駅前海岸線沿道地区における色彩の基準

駅前海岸線沿道地区における色彩の基準

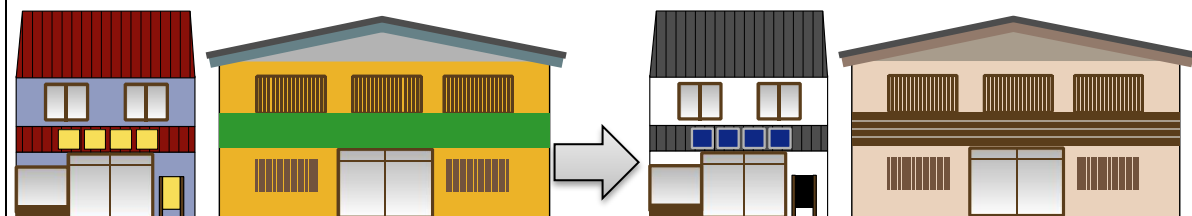




2. 宮下地区

建築物等に関する基準

景観形成基準	色彩	□外観の多くを占める外壁等の色彩（基調色・配合色）は、<u>彩度の低い落ち着いた色合い</u>（※マンセル値：彩度 2～3 以下）とし、<u>ベージュ系又は白・アイボリー系を推奨</u>（※マンセル値：色相 R・YR・Y，明度 7 以上，彩度 3 以下）します。 □一部にアクセントカラー（強調色）を使用する場合は，<u>落ち着いた街並みを乱さないよう工夫して用いるようにし，各立面の 1/10 程度までに抑えるようにします。</u> ※既存の建物は，建替え又は改修等の際に対象となります。 ※材料本来の素材色はこの限りではありません。
--------	----	--



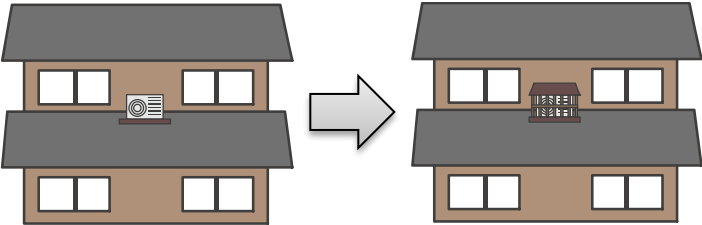
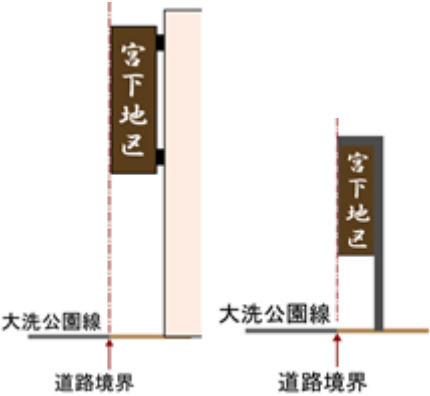
外壁等の色彩を彩度の低い色合いにすることで、落ち着いた街並みを演出することができます。

景観形成基準	材料	□経年変化による<u>退色，損傷，汚れにくい材料</u>を選択し，塩害による腐食等にも配慮します。 □周辺景観との調和や地域風土に馴染む材料として，建築物や外構などの<u>一部に木や石等の自然素材の使用を推奨</u>します。 ※既存の建物は，建替え又は改修等の際に対象となります。
--------	----	---



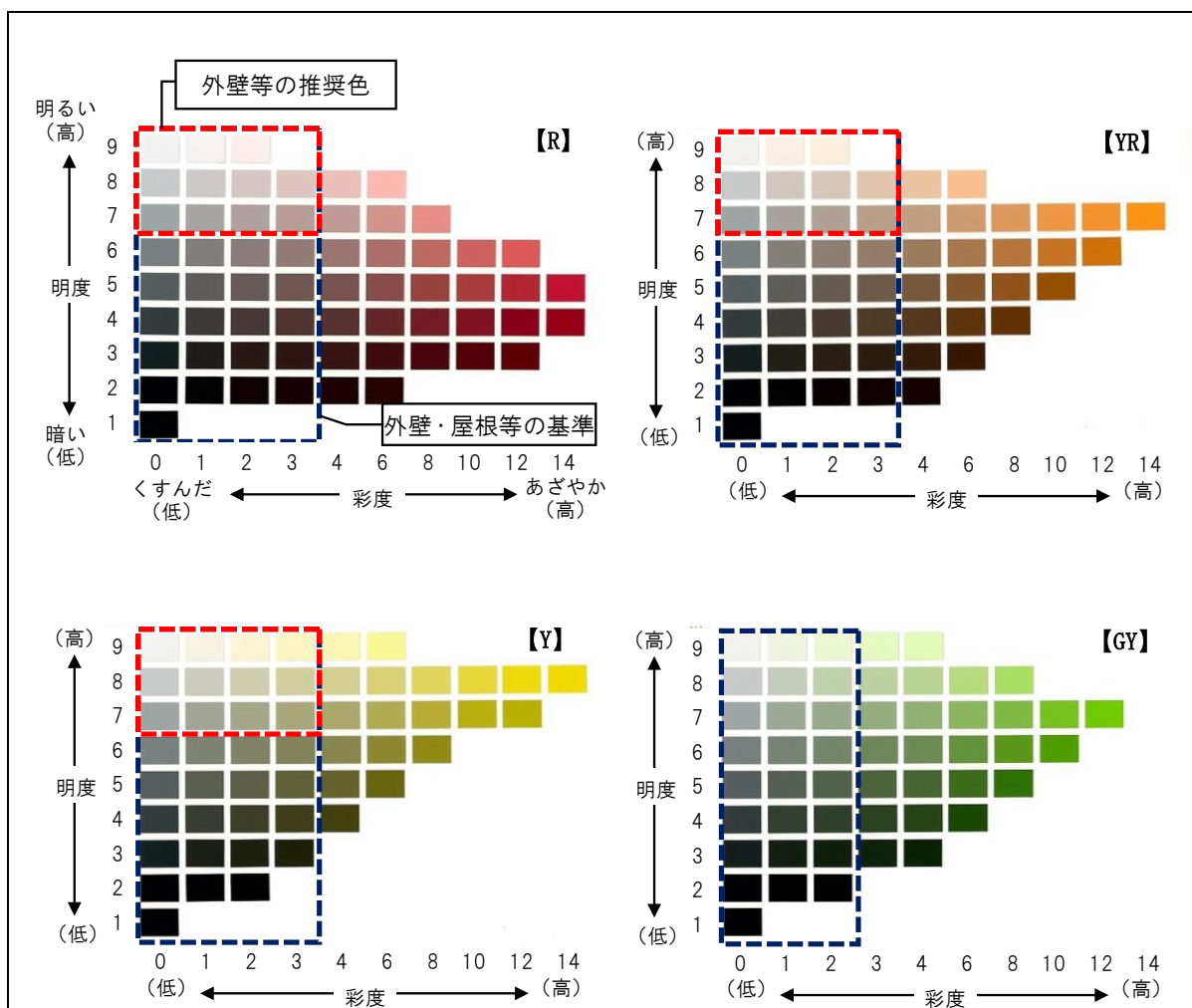
板塀や格子は，設備機器等の遮蔽や趣ある街並みの演出に効果があります。

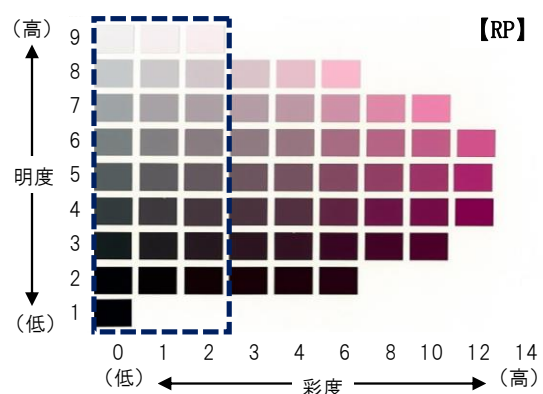
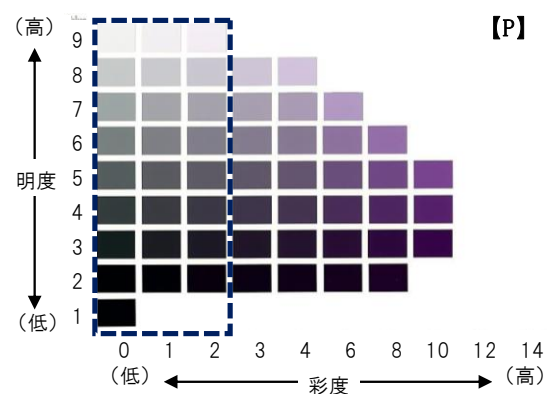
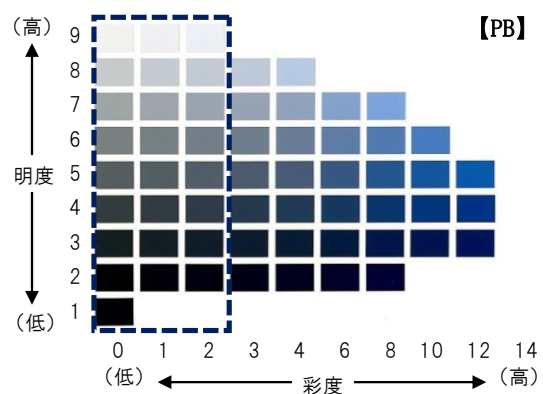
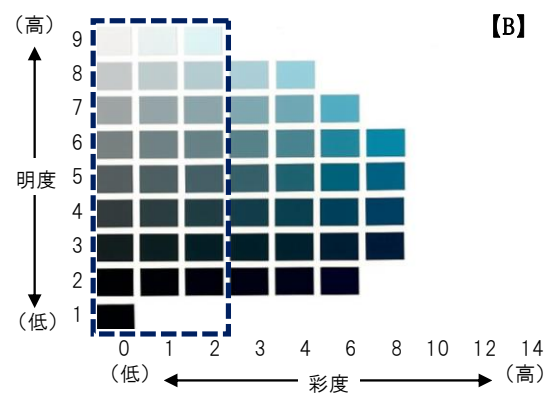
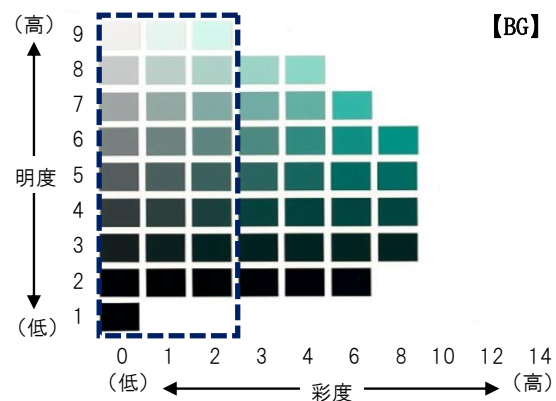
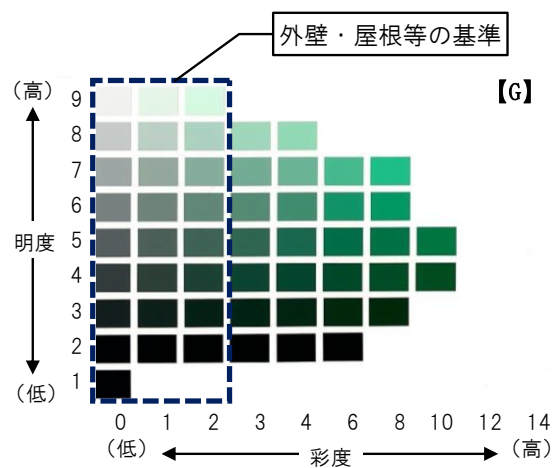


景観形成基準	設備等	□外壁，屋上等に設ける設備は，<u>県道から目立たない位置にするか，目隠しする等</u>して，建築物との一体性や周辺景観との調和に配慮します。 □屋外階段やベランダは，建築物本体との一体性や周辺景観との調和に配慮します。
		設備機器を屋根や屋上等に設置する場合は，格子等を使って目立たないようにしましょう。
景観形成基準	看板・広告物	□県道大洗公園線に面して設置する<u>突出看板又は自立看板は原則的には1つ</u>とし，縦書きで，茶系又は濃紺系等の落ち着いた色合いを基本とします。 □突出看板や自立看板等を設ける場合には，<u>道路境界からはみ出さず</u>に設置します。
		県道大洗公園線に面する部分に看板を設置する場合は，原則1基としてください。 また，色は茶系又は濃紺系等の落ち着いた色合いを基本としてください。
景観形成基準	外構	□県道沿いは，<u>できる限り植栽</u>を施します。 □地区を象徴する<u>松の植栽を推奨</u>します。 □<u>駐車場は，沿道に植栽を施し</u>，潤いのあるオープンスペースとします。 □自動販売機，ゴミ置き場等を設置する場合には，建築物や<u>周辺街並みとの調和に配慮</u>します。
		県道大洗公園線に面する部分には，できるだけ松の植栽を施してください。 道路に面する位置に自動販売機等を設置する場合は，街並みに配慮した色にするなど，周辺との調和に配慮してください。

景観形成基準	街並みの演出	□沿道に<u>ベンチ、花壇やプランターを設ける</u>等、街並みに賑わいを演出するよう配慮します。 □海沿いについては、海辺の眺望を阻害しないよう、原則として<u>看板・広告物等は設置せず、華美な装飾はさける</u>ようにします。
		海沿いは、散策スペースにもなっているため、看板・広告等の設置はせず、建築物や工作物の色や素材にも配慮してください。

■宮下地区における色彩の基準





■お問い合わせ先 / 大洗町 都市建設課 計画開発係

〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275

TEL : 029-267-5111 FAX : 029-266-3577 E-mail: toshiken@town.oarai.lg.jp